内閣官房令

○内閣官房令第三号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和二年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表（第一条関係）	**別表**（第一条関係）
所在地	官署
［略］	［略］
新潟県	［略］
［略］	［略］
［削る。］	［削る。］
［削る。］	［削る。］
［略］	［略］
［略］	［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府令

○内閣府令第三十三号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第四十二条　［略］	**第四十二条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］